

大和市告示第46号

大和市生涯学習振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市生涯学習振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市生涯学習振興補助金交付要綱（平成21年大和市告示第81号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（補助事業等）」に改め、同条第1項中「補助の対象となる事業（以下「」及び「」という。）」を削る。

第3条中「は、1,000,000円を上限とし、かつ」を「の額は」に、「、市長が必要と認めた額」を「市長が認めた額とし、補助事業1件につき250,000円を上限」に改める。

第5条第2項中「社会教育委員」の次に「、大和市文化芸術振興審議会委員」を加える。

別表第1適用の欄中「適用」を「摘要」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条の規定は、施行日以後に内定した補助金について適用し、施行日前に内定した補助金については、なお従前の例による。